

お客さま 各位

長野県労働金庫

令和3年8月11日からの大雨の影響に伴う緊急対応について

このたびの「令和3年8月11日からの大雨」により被害を受けられました皆さまに對しまして、謹んでお見舞い申し上げます。

今般、当金庫におきまして、このたびの災害によって被災された方々への支援を目的として、下記のとおり、「ご預金等のお取引に係る対応」を実施いたします。

つきましては、個別でのご相談も承りますので、ご遠慮なくお申し付けください。

記

1. 預金等のお取引について

通帳、預金証書、カード、マイプランカード、およびお届け出印を持参できない場合でも、ご本人様であることを確認できる書類(原則として公的書類)をご提示いただければ、預金残高の範囲内で現金10万円を上限にお支払いいたします。

また、定期性預金の支払については満期日前の支払についてもご相談を承ります。

(1) お支払いに必要なもの

お客様のご署名・ご捺印をいただいた金庫所定の預金払戻請求書によりお取扱いさせていただきます。また、お届け出印がない場合は、ご捺印の代わりに下記の公的書類及び確認書類にてご本人確認させていただきご対応いたします。

- ・ご本人様であることを確認できる公的書類(運転免許証・パスポート等)。
- ・【公的書類を持参できない場合】

金庫に登録している生年月日・住所・電話番号で本人確認ができる場合は、ご本人様名義カード等(ろうきんキャッシュカード、他行キャッシュカード、クレジットカード、病院の診察券、名刺等)の確認書類でお支払いいたします。

(2) お支払い上限額

預金残高の範囲内で、原則として、現金10万円までお支払いさせていただきます。

2. ご相談窓口について

この度の災害によって被災された皆さまにつきまして、「フリーダイヤル※」および「各営業店」にてご相談いただけます。なお、事前にご連絡をいただければ、ご相談時間等は柔軟に対応させていただきます。

- (1) 預金通帳、証書、キャッシュカード、お届け出印を紛失等のご相談
- (2) 定期預金のお支払いに関するご相談
- (3) ご融資(借入、ご返済等)に関するご相談

※フリーダイヤル『TEL0120-606-150(平日9:00~17:00)』

以上